

令和 8 年度離転職者等職業訓練事業
長期高度人材育成コース企画提案募集要領

和歌山県立和歌山産業技術専門学院（以下「学院」という。）が実施する離転職者等職業訓練事業「長期高度人材育成コース」を行うための企画提案を募集する。

なお、この企画競争による委託先内定の効力は、企画競争の対象となる業務に係る厚生労働省との協議等が整い、かつ、当該業務に係る予算が和歌山県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものである。

1 訓練の種類及び訓練の内容

(1) 募集訓練

訓練内容	実施地域	期間	開講月	定員 (※)
応用情報科	和歌山市	2 年	令和 8 年 4 月	7 人

※ 最低実施人数の定めなし。

(2) 訓練の内容等

別添「令和 8 年度離転職者等再就職訓練事業長期高度人材育成コース仕様書（応用情報科）」のとおり

2 応募者の資格

次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有していること。
- (2) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (3) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
 - ② 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ③ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ④ 和歌山県から業務等に関し、指名停止又は資格停止を受けている期間中である者。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者及び暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者。
- (4) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。
- (5) 教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。
- (6) 直近 1 年の正社員就職率が 8 0 % 以上又は直近 2 か年の平均正社員就職率が 8 0 % 以上であること。

3 企画書募集に対する質問及び回答

このプロポーザルの実施内容について、次のとおり質問書を受け付ける。

なお、説明会は開催しない。

(1) 質問期間

令和7年12月15日（月）17時まで

(2) 質問先

和歌山県労働政策課 片岡あて

(3) 質問方法

質問は原則として電子申請システムを利用したものを受け付ける。ただし、和歌山県のシステム障害その他やむを得ない事情がある場合に限り、事前に上記(2)の担当の了承を得た上で、その他の方法による質問を受け付ける。

なお、電子申請システムのURLは、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページで公表されたものを使用すること。

(4) 回答

令和7年12月18日（木）17時までに、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページに掲載する。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/05syoku/ritennsyoku.html>

4 企画書の提出書類、提出部数及び提出期限等

企画提案に参加する事業者は、1の(1)に示す訓練コースについて企画書を作成・提出すること。

※企画書作成にあたっては、必ず「様式作成上の注意点（別添1）」を事前

に確認すること。

(1) 訓練に関する提出書類

① 離転職者等職業訓練「長期高度人材育成コース」企画書（様式1）

② 離転職者等職業訓練の要素別点検表（様式2及び下記別添1、2）

別添1 訓練実施施設の教室面積（平面図も添付すること）

別添2 パソコン設置状況とソフトウェア

※企画提案書提出期限までに「訓練期間中サポート期限内のOS、ソフト」を使用した訓練環境を整えることができない場合、企画提案書には、「訓練期間中サポート期限内となる購入予定のOS、ソフト名」を記入し、訓練受講者募集開始日の10日前までに、記載した「OS、ソフト」を用いて訓練を行えるようにパソコン環境を整えること。

③ 実施施設の概要（様式3）

④ 講師名簿（様式4）

⑤ 使用教材一覧表（様式5-1、2）

⑥ 月別計画表（様式6）

⑦ 経費見積書（様式7-1、2）

⑧ 委託訓練カリキュラム（様式8-1、2）

⑨ 入校・就職状況及び国家資格等の合格率実績（様式9）

⑩ 訓練及び就職支援等実施内容（様式10）

⑪ 誓約書（様式11）

(2) 訓練実施施設の関する添付資料

- ① 雇用保険適用事業所設置届（写）（設置届を提出している場合）
- ② 訓練実施施設責任者を常用雇用していることを確認できる書類等（写）
（常用雇用している場合のみ）
 - ア 社会保険に加入している場合
健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）
 - イ 雇用保険に加入している場合
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
 - ウ 上記の保険に加入できない場合
源泉徴収簿又は賃金台帳等（写）
- ③ 法人にあっては登記事項証明書（写）、個人にあっては住民票（本人のみ、本籍・続柄不要）（写）
- ④ 和歌山県が発行した、県税（延滞金を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる証明書（写）
- ⑤ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書（写）
 - ※③、④、⑤の提出を省略する場合
 - ・「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該資料の提出を省略することができる。
ただし、代わりに競争入札参加資格決定通知書等（写）を提出すること。
 - ・令和7年度下半期実施の企画提案募集に参加し、学院に③～⑤を提出している者は、当該資料の提出を省略することができる。
- ⑥ 実施施設（実習等の再委託予定先施設を含む。）紹介パンフレット等
- ⑦ 施設（自習室、男女別トイレ、障害者用トイレ、駐車場含む。）案内図・配置図・災害時避難場所までの避難経路が分かるもの
 - ※上記の⑥に施設案内図・配置図、避難経路図が記載されている場合は、省略することができる。ただし、⑥の記載内容（施設名称等）が企画提案書類記載内容と一致しない場合、省略することはできない。
- ⑧ 訓練実施施設（駐車場含む。）に関する不動産登記簿謄本（写）又は賃貸借契約書等（写）
- ⑨ 提案科目にかかる「認可証」または「指定通知書」等の写し、又は職業実践専門課程、専門職学位課程であることが確認できる書面の写し
- ⑩ 写真（建物外観、教室、就職相談室、事務室、自習室、男女別トイレ、障害者用トイレ、駐車場等訓練に関係する施設）

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木） 17時まで

(4) 企画書の提出先

和歌山産業技術専門学院 中島あて
〒649-6261 和歌山市小倉90
TEL：073-477-1253

(5) 提出方法

- ① 各様式は、電子申請システム又は紙にて提出すること。
- ② 提出時、各様式の網掛け部分は全て色を白にすること。

③ 電子申請システムで提出する場合

ア 4(1)、(2)の記載順に提出書類を揃え、一つの「PDFファイル」にまとめ、電子申請システムにてアップロードする。このとき、PDFファイル名は、県指定の提案科名とする。

各様式のエクセルシートデータを直接PDFファイルへ変換すること。1つのPDFファイルのサイズ上限は10MBとする。

④ 紙により、直接提出（持参）又は郵送（書留で提出期限必着）する場合

ア 提出する部数は4(1)及び(2)をそれぞれ1部提出すること。

イ 4(1)、(2)の記載順に提出書類を揃え、クリアファイルへ入れ提出すること。

ウ 様式ごとにインデックスをつける必要はない。

エ 直接提出（持参）する場合、受付時間は、平日の9時から17時までとする。ただし、学院の昼休憩時間は除くこと。（12時35分～13時20分）

(6) 提出に当たっての留意事項

- ① 提出された企画書は、その事由の如何に関わらず、変更（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ② 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された企画書は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ④ 応募者は、企画書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- ⑤ 応募に要する経費の全ては応募者の負担とする。
- ⑥ 企画書の作成に当たっては、要領添付の様式を和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページからダウンロードし使用すること。
- ⑦ 電子申請用のURLは、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページに記載する。

5 評価方法

- (1) 提出された企画書の内容等を確認するため、必要に応じて実態調査を行う場合がある。
- (2) 評価方法は、提案団体より提出された企画書その他添付資料による書類審査とする。評価項目・評価内容については、別表に定める。基礎点については、学院長が評価する。審査員評価点については、離転職者等職業訓練・障害者委託訓練委託先選定に係る企画書評価会議委員（以下「審査員」という。）全員の点数の平均点とする。基礎点と審査員評価点を合計し、最も高い得点の提案を採用する。
ただし、得点が評価総点数の5割に満たない場合は、委託の対象外とする。
- (3) 評価結果は、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページに掲載するとともに、応募者に遅滞なく通知する。
- (4) 評価結果通知日
令和8年1月下旬頃

6 評価対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、評価の対象から除外するものとする。

- (1) 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 企画書に虚偽の記載を行うこと。

- (4) 応募資格を満たさない者が企画提案をした場合
- (5) 4 (1)、(2) に示す必要書類が提出されない場合
- (6) 募集要領等に違反すると認められる場合
- (7) 8 に定める応募の制限 (欠格要件) に該当する者
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約の締結

- (1) 委託先内定者に選定されても、委託先として内定したにとどまり、委託契約をもって正式決定とする。

なお、委託先内定者が契約を辞退する等契約に至らない場合は、評価結果において評価が次点の者を委託先内定者とする。

- (2) 実施訓練コースに係る受講希望者の募集は、学院が公共職業安定所を通じて行うこととし、受講者数が確定次第、契約を締結するものとする。

8 応募の制限 (欠格要件)

6 の (1)、(2)、(3) 又は (8) に該当することが明らかになった者、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった者については、不正行為に係る処分を通知した日から 5 年以内の期間について定め、受託機会を与えないものとする。

なお、他の要綱に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があった場合も同様とする。

評価項目及び評価内容

○（審査内容 1）

（1）実施団体（14点）

評価項目		評価基準
雇用保険適用事業所	雇用保険の適用事業所であるか。	雇用保険の適用事業所である場合 [2点]
過去の事業実績	過去の事業実績から、安定した訓練の運営が見込まれるか。	同等の訓練科実績がある。 [4点]
		ない。 [2点]
本社・本部等	本社・本部等が県内にあるか。	本社・本部等が県内に
		ある。 [8点]

（2）訓練実施体制（14点）

評価項目		評価基準
施設設備	施設設備は充実しているか。	受講者一人当たりの教室面積が（端数処理は行わない）2.50 m ² 以上 [3点]
		訓練時間外に利用できる教室等（自習室：全面禁煙）が設置されている。 [3点]
	障害者が不自由なく利用可能な施設設備であるか。	同一建物内に障害者用トイレが設置されており、便房は広さが200cm×200cm程度・車いすの回転スペースが確保されている。 [5点]
		設置されている。 [3点]
		建物進入口から教室、実習室等訓練に必要な施設に車いす等で介助なく移動することができる。 [3点]

（3）就職支援体制（7点）

評価項目		評価基準
就職支援体制	就職支援に係る責任者及び担当者が配置されているか。	就職支援に係る責任者に加え担当者が配置されている。 [5点]
		就職支援責任者又は担当者に、キャリアコンサルタント等(※1)が配置されている。(責任者の場合) [2点]
		配置されている。(担当者の場合) [1点]

※1 キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者。

(4) 見積額（価格点）（3点）

評価項目	評価基準
訓練コース毎の提案について、最も低い見積額を最高得点とし、これを基準に各提案見積額と比較して評価する。	価格点の計算方法 $3 \text{ 点} \times \frac{\text{提案訓練コース最低見積額}}{\text{応募者見積額}} = \text{得点}$ ※見積額は、一人一月当たりの費用(税抜額)とする。 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。

(5) 入校・就職状況及び国家資格等の合格率実績（12点）

評価項目		評価基準	
入校・就職状況及び国家資格等の合格率実績	定員充足率の3か年平均	90%以上	[4点]
		80%～90%未満	[3点]
		70%～80%未満	[2点]
		60%～70%未満	[1点]
		60%未満	—
	就職率の2か年平均	95%以上	[4点]
		90%～95%未満	[3点]
		85%～90%未満	[2点]
		80%～85%未満	[1点]
	国家試験等の合格率の2か年平均	全国平均以上（※）	[4点]
		1%以上全国平均未満	[2点]
		合格実績なし	—

※ 全国平均については、令和5年度の合格率全国平均（下記参考）と比較
 応用情報技術者試験 25.0%（情報処理推進機構 HP から引用）

(審査内容2)

(1) 訓練内容 (35点)

評価項目		評価基準
訓練内容	訓練効果を高めるための工夫等が充実していること。	目標とする資格取得に向けた取組 [0点～20点]
		これまでのノウハウを活かした訓練効果を高めるための工夫等 [0点～15点]

(2) 就職支援内容 (15点)

評価項目		評価基準
就職支援内容	今回計画している就職支援の内容が充実していること。	今回計画している就職支援の内容 [0点～15点]